

# 戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区福祉保健課

## 議題名：地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

### 【内容】

地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間の利用方法を以下のとおり変更します。

#### ①福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで 月～土 : 9～21時 → 令和4年10月から 月～土 : 9～18時

上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、看護師等が対応するコールセンターに転送し、対応します。

#### ②予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

令和5年3月まで 月～土 : 9～21時 → 令和5年4月から 月～土 : 9～21時(ただし、18～21時に施設予約がない場合には18時に閉館)

夜間の利用申込みに関しては前月上旬頃までに手続きをしていただくようになる見込みです。

### 【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。

### 【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

情報提供しますので、ご承知おきください。

なお、各地域ケアプラザの運営協議会等をはじめ、随時本件に関する広報及び情報提供を行う予定です。

### 【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 戸塚区福祉保健課

担当者名 秦

TEL 866-8424 FAX 865-3963

## 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

- ①【令和4年10月～】福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)
- ②【令和5年4月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

### ① 福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで	→	令和4年10月から
<b>相談時間</b> 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応しています。		<b>相談時間</b> 月～土：9～ <u>18時</u> 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、 <u>看護師等が対応するコールセンター</u> に転送し、対応します。

### ② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ(※1))

令和5年3月まで	→	令和5年4月から
<b>開館時間</b> 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18時閉館としている場合もあります。	対象施設のみ変更	<b>開館時間</b> 月～土：9～ <u>21時(※2)</u> 日・祝：9～17時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  <u>※2 18～21時に施設予約がない場合は18時に閉館(予約のある日は21時まで開館)</u> (18～21時の予約×切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。)

※1 対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。

試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に向いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。